

静岡市歴史博物館条例の制定について

静岡市歴史博物館条例を次のように定める。

令和3年9月15日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市歴史博物館条例

(設置)

第1条 静岡市は、地域の歴史に関する資料の収集、展示を行うとともに、歴史に関する調査研究及び地域の歴史的価値の発信を行うことにより、教育、学術及び文化の発展並びに歴史を媒介とした交流の促進に資するため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市歴史博物館	静岡市葵区追手町4番16号

(博物館の構成)

第2条 静岡市歴史博物館（以下「博物館」という。）は、次の施設をもって構成する。

- (1) 基本展示室
- (2) 企画展示室
- (3) 歴史体感広場
- (4) 資料室
- (5) 講座室
- (6) 屋外広場
- (7) 前各号の施設に附帯する施設

(事業)

第3条 博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史に関する実物、模写、文献、写真等（以下「歴史資料」という。）の収集、保管及び展示に関する事。
- (2) 歴史に関する調査研究に関する事。
- (3) 歴史に関する講演会等の開催に関する事。

- (4) 歴史に関する知識の普及に関すること。
- (5) 他の博物館その他教育、学術又は文化に関する諸施設との連携協力に関すること。
- (6) 市民の歴史を通じた交流の場の提供及び市民の学習活動の支援に関すること。
- (7) 歴史的価値の発信による交流の促進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開館時間)

第4条 博物館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、第25条の規定による指定を受けて博物館の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(展示)

第6条 博物館の歴史資料の展示は、基本展示（平常時に行う歴史資料の展示をいう。以下この条及び別表第1において同じ。）及び企画展示（基本展示以外の展示で、期間を限定した特別の企画に基づくものをいう。以下この条及び別表第1において同じ。）に区分して行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、大規模な企画展示を行う期間において基本展示を行うことが困難であると認めるときは、基本展示を行わないことができる。

(観覧料)

第7条 博物館の歴史資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、観覧料を無料とする。

- (1) 市内に居住し、又は通学する小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者
- (2) 小学校の就学の始期に達していない者

(観覧料の減額又は免除)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の不還付)

第9条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市の都合で観覧できなくなったとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別観覧)

第10条 博物館において、歴史資料の熟覧、模写、模造、撮影又は写真原版の使用（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(特別観覧の不許可等)

第11条 指定管理者は、第23条各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可をしないことができる。

2 指定管理者は、前条第1項の規定による許可を受けた者（以下「特別観覧者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、特別観覧の条件を変更し、特別観覧を停止し、又は特別観覧の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条第2項の規定による条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要があると認めるとき。

(特別観覧の権利の譲渡等の禁止)

第12条 特別観覧者は、特別観覧の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可)

第13条 博物館の施設のうち講座室を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、講座室の利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号の暴力団の利益になると認めるとき。

(3) 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。

(4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。

(5) 主として営利を図ることを目的として利用するおそれがあると認めるとき。

(6) 講座室又はその設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(講座室の優先利用)

第15条 講座室を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、講座室を優先して利用することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業を行うために利用するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(特別閲覧料等の納付)

第16条 特別閲覧者は別表第2に定める特別閲覧料を、第13条第1項の規定による利用の許可を受けた者(以下「講座室利用者」という。)は別表第3に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に納期を定めたときは、この限りでない。

(特別閲覧料等の減額又は免除)

第17条 市長は、特別の理由があると認めるときは、特別閲覧料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別閲覧料等の不還付)

第18条 既納の特別閲覧料及び使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 特別閲覧者又は講座室利用者の責めに帰すことのできない理由により特別閲覧又は講座室の利用をすることができなくなったとき。

(2) 特別閲覧者又は講座室利用者が特別閲覧又は講座室の利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(特別の設備等)

第19条 講座室利用者は、講座室に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の目的の変更等の禁止)

第20条 講座室利用者は、利用の目的を指定管理者の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第21条 指定管理者は、講座室利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当す

るときは、講座室の利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第13条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 第14条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により、利用の許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不相当であると認めるとき。

(原状回復の義務)

第22条 講座室利用者は、講座室の利用が終わったとき、又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは次条の規定により退館を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(入館の制限)

第23条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、博物館への入館を拒否し、又は博物館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 博物館の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第24条 博物館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第25条 博物館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第26条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第27条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するものうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画が博物館の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が博物館の効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第28条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第29条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 特別閲覧及び講座室の利用の許可に関すること。
- (3) 博物館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第30条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条、第26条から第28条まで及び第31条の規定 公布の日
- (2) 第2条第4号、第10条から第12条まで、第16条から第18条まで（特別閲覧料に係る部分に限る。）及び第29条第2号（特別閲覧の許可に係る部分に限る。）の規定 この条例の施行の日後において公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日
- (3) 第2条第1号及び第2号、第7条から第9条までの規定 前号に規定する規定の施行の日

日後において公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日
(休館日の特例)

- 2 第5条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から前項第2号に規定する規定の施行の日の前日までの博物館の休館日は、月曜日から金曜日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(施行前の準備)

- 3 この条例の規定に基づく講座室の利用の許可の手續及びこれに伴う使用料の徴収は、この条例の施行の前日においてもこれを行うことができる。
- 4 この条例の規定に基づく特別閲覧の許可の手續及びこれに伴う特別閲覧料の徴収は、附則第1項第2号に規定する規定の施行の前日においてもこれを行うことができる。

別表第1 (第7条関係)

区分			単位	金額
基本展示	個人	駿府城公園の一般	1回につき	500円
		東御門・巽櫓、高校生・大学生及び市内に		350円
		坤櫓及び日本居住する70歳以上の者		
		庭園と併せて小学生・中学生		120円
	上記以外の者	一般	1回につき	600円
		高校生・大学生及び市内に		420円
		居住する70歳以上の者		
		小学生・中学生		150円
団体	一般	1人1回につき	480円	
	高校生・大学生及び市内に		330円	
	居住する70歳以上の者			
	小学生・中学生		120円	
企画展示	個人	1回につき		1,800円を限度として市長が定める額
	団体	1人1回につき		

備考

- 1 「駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園と併せて観覧する者」とは、駿府城

公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園を利用した日において観覧する者をいう。

- 2 「団体」とは、20人以上をいう。
- 3 「高校生・大学生」とは、高等学校の生徒及び大学の学生並びにこれらに準ずる者をいう。
- 4 「小学生・中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 5 「一般」とは、小学生・中学生、高校生・大学生及び市内に居住する70歳以上の者以外の者をいう。
- 6 企画展示の金額は、基本展示の観覧料を納付した場合又は第6条第2項の規定による企画展示を観覧しようとする場合に限り適用する。

別表第2（第16条関係）

区分	単位	特別観覧料
熟覧	1点1日につき	1,000円
模写		2,000円
模造		2,000円
撮影	1点1回につき	4,000円
写真原版使用		3,000円

備考

- 1 びょうぶは、1双を1点とする。
- 2 一揃いをなす卷子は、1巻を1点とする。
- 3 対幅は、1幅を1点とする。
- 4 その他の歴史資料は、各個を1点とする。

別表第3（第16条関係）

区分		使用料
午前	午前9時から正午まで	1,500円
午後1	午後1時から午後3時30分まで	1,250円
午後2	午後3時30分から午後6時まで	1,250円
午前・午後1	午前9時から午後3時30分まで	2,750円
午後1・午後2	午後1時から午後6時まで	2,500円
全日	午前9時から午後6時まで	4,000円

備考

- 1 第4条ただし書の規定により開館時間を変更した場合の当該変更した時間に係る使用料の額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、この表の午前の区分における使用料の額に当該額の25パーセントに相当する額を加算した額の3分の1に相当する額とする。
- 2 第5条ただし書の規定により休館日を変更した日に利用する場合の使用料の額は、この表による使用料の額に当該額の20パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間を含む。
- 4 使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。